

第133期定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

場所 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室

株式会社 八十二銀行

証券コード：8359

目次

第133期定時株主総会招集ご通知 1

(添付書類)

第133期事業報告

1. 当行の現況に関する事項.....	3
2. 会社役員（取締役及び監査役）に 関する事項.....	15
3. 社外役員に関する事項.....	16
4. 当行の株式に関する事項.....	18
5. 会計監査人に関する事項.....	18
6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者 の在り方に関する基本方針.....	19
7. 業務の適正を確保する体制.....	20
8. 特定完全子会社に関する事項.....	24
9. 親会社等との間の取引に関する事項.....	24
10. 会計参与に関する事項.....	24
11. その他.....	24

計算書類

貸借対照表	25
損益計算書	26

連結計算書類

連結貸借対照表	28
連結損益計算書	29

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本.....	30
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	31
監査役会の監査報告書 謄本.....	32

(株主総会参考書類)

第1号議案 剰余金の処分の件.....	34
第2号議案 取締役3名選任の件.....	35
第3号議案 監査役2名選任の件.....	37

インターネット等による議決権行使の お手続きについて	38
株主総会会場ご案内図	

(証券コード8359)
平成28年6月8日

株主各位

長野市大字中御所字岡田178番地8
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 湯本昭一

第133期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第133期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**平成28年6月23日（木曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**上記の行使期限までに**到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使]

当行指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って**上記の行使期限までに**議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、38頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室

3. 目的事項

- 報告事項** (1) 第133期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
(2) 第133期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.82bank.co.jp/company/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「新株予約権等に関する事項」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」なお、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「新株予約権等に関する事項」も含まれております。また、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のものほか、この「株主資本等変動計算書」・「個別注記表」・「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ホームページ (<http://www.82bank.co.jp/company/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。
 - ◎ 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔当行の主要な事業内容〕

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

〔金融経済環境〕

27年度のわが国経済は、円安や原油安等の景気下支え材料はありましたが、海外経済の減速から輸出が低迷し、景気の先行き不透明感などを理由に企業が慎重なマインドを持ち続けたことから、設備投資は低水準で推移しました。また、天候不順などから個人消費の回復も緩慢なものに止まり、全体として成長率は低いものとなりました。

当行の主要な営業基盤である長野県経済においても、米国の自動車関連向けの工作機械や部品受注等底堅い動きが一部にはあったものの、海外景気の減速などから生産面は全般的に弱含んで推移し、設備投資は公共工事と同様、前年を下回りました。個人消費は生鮮食料品を中心に大型小売店売上高は堅調に推移しましたが、軽自動車増税が押し下げ要因となり自動車販売は前年を下回り、また、住宅投資は消費増税による減少の影響が大きかった前年をさらに下回るなど弱い動きが続きました。

金融面においては、10年物国債利回りは期初の0.3%台から一時0.5%台まで上昇しましたが、その後緩やかに低下を続け、日銀の追加金融緩和やマイナス金利政策導入の影響を受けて、第4四半期はマイナス金利での推移となりました。

株式相場は、日経平均株価が期初1万9千円台後半でスタートし、4月後半には2万円台に上昇しましたが、その後緩やかに低下を続け、期末には1万6千円台となり、年度を通じて振幅の大きい1年となりました。

【事業の経過及び成果】

こうした金融経済環境のもと、当行は27年度から29年度までの3カ年を計画期間とする第30次長期経営計画「地域活力創造銀行への変革」を新たにスタートさせ、株主各位をはじめとして地域社会の皆様のご期待にお応えするため、以下のとおり積極的な営業と経営体質の強化に意を注いでまいりました。

○個人向け商品・サービス等

個人ローンにつきましては、お客さまのさまざまなお使いみちに合わせた各種ローン商品をご提供するとともに、新たに首都圏等から移住を希望されているお客さま向けに「信州☆移住特別ローン」の取扱いを開始し、地方創生に向けた取組みを強化してまいりました。

また、預金につきましても、新たに「結婚・子育て資金一括贈与預金」の取扱いを開始し、少子高齢化時代におけるお子さまやお孫さまの資産形成を通じて、ご結婚・出産・育児を後押しする商品をご用意いたしました。

お客さまのライフプランに合わせた幅広い資産運用・資産形成ニーズにお応えするため、八十二証券と連携して各種金融商品のラインナップを拡充してまいりました。投資信託では、「貯蓄から投資」の流れを後押しする「未成年者少額投資非課税制度〈愛称：Jr.NISA（ジュニアニーサ）〉」の取扱いを開始するとともに、保険商品につきましても、資産運用だけでなく、相続・病気・けが等の保障ニーズにお応えする新商品を導入してまいりました。

また、お客さま向けの情報提供を充実させるため、「資産運用セミナー」や税理士などの専門家による「相続セミナー」を各地で開催いたしました。

○法人向け商品・サービス等

事業資金につきましては、起業・創業支援やお客さまの事業成長と経営改善支援をサポートする融資商品とともに、新たに「地方創生応援私募債」の取扱いを開始し、地域経済の活性化に向けた取組みを強化してまいりました。また、お客さまの課題解決支援のため、起業・創業支援、公的助成制度利用サポート、ビジネスマッチング、M&A・事業承継等のソリューション提供に加え、地方公共団体と連携した地方創生支援、クラウドファンディング活用やICT・航空宇宙分野等の成長産業支援による地域産業支援、長野県内への企業誘致・移住サポート、地域経済循環効果創出支援等により、地域活力を創造するための取組みをすすめてまいりました。

また、アジアを中心とした海外マーケットの成長を積極的に取込み、地域活力創造へと繋げるため、引き続き国際業務の強化に取組んでまいりました。当行海外拠点（香港・上海・大連・シンガポール・バンコク）および現地提携銀行に常駐する派遣職員（インドネシア・フィリピン・ベトナム）のネットワークを通じ、農産物・食品の輸出や外国人観光誘客のための情報発信、商談サポート等を実施いたしました。

○店舗、システム等

法人・個人のお客さまへのサービス向上のため、28年3月に、「熊谷支店太田法人営業所」と「高崎支店伊勢崎法人営業所」を統合し、「太田支店」を開設いたしました。店舗設備につきましては、引続きバリアフリー化を進めており、高齢のお客さまやお身体の不自由なお客さまがご利用しやすい店舗づくりを行っております。また、信州の魅力を発信するため、長野県PRキャラクター「アルクマ」を通帳・クレジットカードやATMの装飾等に採用しております。また、28年1月からは、ATMのご利用時間を拡大し、お客さまの利便性向上を図っております。

システム面では、お客さまに安心してご利用いただくために、インターネットバンキングにおいて更なるセキュリティ対策を実施するなどシステムリスク管理態勢を強化しております。

事務態勢面では、当行が独自に開発を進めてきた新営業店端末システムが完成し、4店舗で試行稼働いたしました。11月末までに全店に展開する予定であり、お客さまの利便性向上を図ってまいります。

1月から開始された「マイナンバー制度」については、厳正な取扱いを遵守しております。

また、システム共同化に合意した地方銀行で組成する「じゅうだん会」（八十二・山形・筑波・武蔵野・阿波・宮崎・琉球）において、事務手順や商品・サービスにおける統一化の検討を進めるなど、共同化効果の拡大に継続的に取組んでまいりました。

○環境保全活動

当行は環境保全活動をCSRの根幹と位置づけ積極的かつ継続的に取り組んでおります。27年度は、職員による森林整備活動「八十二の森」活動や「アレチウリ」の駆除ボランティアに多くの役職員が参加するなど、生物多様性の保全活動に積極的に取り組んでまいりました。

また当行は、環境省が主導する「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」において、運営委員および「預金・貸出・リース業務ワーキンググループ」の座長を務めるなど、環境省・長野県などの行政や県内外の金融機関とも協働し、金融界における環境経営の普及・促進に取り組んでまいりました。

このような活動が評価され、当行は日本経済新聞社の「環境経営度調査企業ランキング」において、26年度に続き銀行界で第1位となりました。

次に当期の業績は以下のようになりました。

○預金・貸出金等

預金は、個人預金は増加したものの、地方公共団体預金および法人預金が減少したことから、期中116億円減少して期末残高は6兆2,399億円となりました。

なお、投資信託は期中172億円減少して期末残高は1,682億円、個人向け国債等公共債の保護預り残高は期中438億円減少して1,113億円となりました。

貸出金は、地方公共団体向け資金、長野県内外の事業向け資金および個人向け資金が増加したことから、期中1,246億円増加して期末残高は4兆6,831億円となりました。このうち中小企業向け資金は期中128億円増加して期末残高は1兆4,425億円、個人向け資金は期中245億円増加して期末残高は1兆561億円となりました。

○有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視し、安定的な収益を確保する運用に努めました。国債および株式等の残高減少により、期中506億円減少して期末残高は2兆6,837億円となりました。

○損益の状況

経常収益は、金銭の信託運用益等の「その他経常収益」が減少したものの、国債等債券売却益等の「その他業務収益」および有価証券利息配当金等の「資金運用収益」が増加したことから、前期比68億円増加して1,416億5千5百万円となりました。

また、経常費用は、金銭の信託運用損等の「その他経常費用」および「営業経費」が減少したものの、国債等債券売却損等の「その他業務費用」および預金利息等の「資金調達費用」が増加したことから、前期比55億5千万円増加して991億9千3百万円となりました。

この結果、経常利益は12億5千万円増加して424億6千2百万円となりました。

特別利益は、前期比6千2百万円減少して1百万円となり、特別損失は前期比1億1百万円増加して3億8千7百万円となりました。

以上により、当期純利益は前期比20億2百万円増加して277億6千5百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比11億5千2百万円増加して490億2千3百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比29億8千6百万円増加して301億7千1百万円となりました。

○その他

銀行の健全性を示す総自己資本比率は、単体・連結とも19%を上回っており、引き続き高い水準を維持しております。

なお、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および株主の皆様への利益還元を図るため、期中に自己株式400万株を市場買付により取得いたしました。

また、グループ経営の迅速化・効率化を図るため、株式交換により八十二信用保証株式会社を完全子会社といたしました。

さらに、株主投資家の皆様が当行株式に投資しやすくするため、平成28年度より株式の投資単位を従来の1,000株から100株に変更しております。

【対処すべき課題】

日本経済は、日本銀行による金融緩和とアベノミクスと称される経済政策により緩やかな景気回復基調が続くと期待されていましたが、平成27年半ばから中国経済の減速懸念および原油等資源価格の下落による新興国リスクの顕在化等を要因として、株安・円高に転じました。平成28年に入っても日銀による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入にもかかわらず、株安・円高の流れが続いており、企業収益の後退や消費マインドの低迷を通じて実体経済へ悪影響を及ぼすことが懸念される状況にあります。

当行の経営実績は、ここ数年貸倒引当金の戻入と市場部門の利益計上により経常利益および当期純利益ベースでは順調な結果となっていました。本業の利益を示す業務純益ベースでは、市場金利の低下と競争の激化を要因とした貸出金利回りの低下が続く厳しい状況にありました。日本銀行によるマイナス金利の導入は長短市場金利を大きく引き下げ、適正なリターンが得られる運用先の確保が難しいという銀行経営にとって極めて厳しい環境をもたらしました。マイナス金利がいつまで続き、更にマイナス幅が拡大するのか現時点では不透明ですが、この困難な経営環境をいかに乗り切っていくかが当行にとって最大の課題であります。マイナス金利に対処していくためには、昨年度からスタートさせた第30次長期経営計画「地域活力創造銀行への変革」に沿って、着実に地域経済の発展に貢献していくしかないと考えております。

すなわち事業を営むお客さまに対しては、ビジネスマッチング、M&A、事業承継といった従来からの取組みによるお取引先ごとの課題解決支援に一層注力するとともに、創業支援、企業誘致、成長産業育成や地方公共団体と連携した地方創生支援等を通じ、地域の産業競争力強化に積極的に取り組んでまいります。

個人のお客さまに対しては、インターネットバンキングの機能向上や店頭における事務手続きの簡略化などお客さまの利便性向上とともに、セキュリティ強化などにより安心してご利用いただけるサービスの提供に努めてまいります。

また、低金利局面におけるお客さまの資産運用ニーズに対応するため、投資信託や保険等の商品を提供するとともに、当行グループ会社間での人材交流などにより相談機能を一層充実させ、当行グループ会社を含めた資産運用ビジネスの強化を行ってまいります。

マイナス金利は金融機関の経営に未曾有の試練をもたらすものでありますが、全職員一丸となって乗り越えていく所存です。

株主各位のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも皆様のご期待にお応えすべく努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	58,233	60,013	62,515	62,399
定期性預金	25,144	24,928	25,611	24,849
その他	33,089	35,084	36,904	37,550
貸 出 金	43,699	44,424	45,584	46,831
個人向け	9,469	10,006	10,316	10,561
中小企業向け	14,562	14,063	14,297	14,425
その他	19,666	20,354	20,970	21,844
特定取引資産 (トレーディング資産)	389	210	176	119
特定取引負債 (トレーディング負債)	67	64	62	44
有 価 証 券	22,656	23,742	27,343	26,837
国 債	12,928	12,631	14,169	13,511
地 方 債	860	896	822	1,353
その他	8,867	10,215	12,351	11,972
総 資 産	72,048	75,343	79,518	81,253
内 国 為 替 取 扱 高	464,704	488,649	514,046	525,744
外 国 為 替 取 扱 高	32,798 ^{百万ドル}	36,262 ^{百万ドル}	35,846 ^{百万ドル}	29,443 ^{百万ドル}
経 常 利 益	33,476 ^{百万円}	40,481 ^{百万円}	41,212 ^{百万円}	42,462 ^{百万円}
当 期 純 利 益	20,546 ^{百万円}	24,713 ^{百万円}	25,762 ^{百万円}	27,765 ^{百万円}
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	40 45 ^{円 銭}	48 81 ^{円 銭}	51 26 ^{円 銭}	55 04 ^{円 銭}
信 託 財 産	5	5	4	4
信 託 報 酬	3 ^{百万円}	3 ^{百万円}	2 ^{百万円}	2 ^{百万円}

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 貸出金のうち個人向けおよび中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出および特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。
3 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株数）で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	1,624	1,692	1,736	1,812
経常利益	398	463	478	490
親会社株主に帰属する当期純利益	221	265	271	301
純資産額	5,632	5,940	6,922	6,861
総資産	72,549	75,877	80,142	81,725

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,161人	3,184人
平均年齢	41年 5月	41年 2月
平均勤続年数	15年 10月	15年 9月
平均給与月額	393千円	384千円

- (注) 1 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
長 野 県	131店 (うち出張所 9)	131店 (うち出張所 9)
新 潟 県	4 (ー)	4 (ー)
東 京 都	6 (ー)	6 (ー)
埼 玉 県	5 (ー)	5 (ー)
群 馬 県	2 (ー)	2 (1)
愛 知 県	1 (ー)	1 (ー)
岐 阜 県	1 (ー)	1 (ー)
大 阪 府	1 (ー)	1 (ー)
国 内 計	151 (9)	151 (10)
ア ジ ア	1 (ー)	1 (ー)
海 外 計	1 (ー)	1 (ー)
合 計	152 (9)	152 (10)

(注) 1 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所(前年度末4か所)、店舗外現金自動設備を212か所(前年度末202か所)、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を11,164か所(長野県内168か所、県外10,996か所)、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を20,846か所(長野県内464か所、県外20,382か所)、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を13,436か所(長野県内145か所、県外13,291か所)それぞれ設置しております。

2 平成27年7月に上諏訪駅前支店を諏訪支店内に、平成28年2月に須坂駅前支店を須坂支店内にそれぞれ移転しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項ありません。

(注) 1 出張所から支店への変更(1か所)

太田支店(旧 太田法人営業所出張所)

2 店舗外現金自動設備の新設(16か所)

安曇野市役所、綿半スーパーセンター伊那店、綿半スーパーセンター豊科店、綿半スーパーセンター稲里店、マツモトキヨシ南長野運動公園店、上諏訪、ツルヤ飯山店、ファミリードラッグしげの店、小諸市役所、岡谷川岸、ツルヤかとう店、アピタ飯田店、綿半スーパーセンター塩尻店、長野市役所、須坂駅、綿半スーパーセンター松本芳川店

3 店舗外現金自動設備の廃止(6か所)

安曇野市穂高庁舎、西友戸倉店、西友川中島店、ツルヤかとう店、エディオン松本村井店、アップルランド五明店

4 窓口営業を行わない法人取引専門営業所の廃止（1か所）
伊勢崎法人営業所

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,100
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機器・システム機器の導入・更改等	1,470
ソフトウェア	1,248

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は親会社を有しておりません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社の議決権比率	その他
八十二ビジネスサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	銀行業務に係る事務代行業務	昭和56年8月1日	百万円 110	100.00%	—
八十二スタッフサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	労働者の派遣業務	昭和61年9月11日	20	100.00	—
八十二証券株式会社	長野県上田市常田2丁目3番3号	有価証券の売買、有価証券売買の媒介、取次および代理	昭和24年5月11日	800	100.00	—
八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	信用保証業務	昭和58年12月1日	30	100.00	—
やまびこ債権回収株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	債権管理回収業務	平成12年6月2日	510	99.00	—
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	昭和49年6月10日	200	25.75	—
株式会社 八十二ディーシーカード	長野県長野市南石堂町1279番地3	クレジットカード業務	昭和57年8月2日	30	5.00	—
八十二システム開発株式会社	長野県長野市大字南長野西後町1597番地1	システム開発	昭和58年12月5日	40	5.00	—
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	昭和59年9月17日	200	10.00	—
八十二オートリース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	平成17年10月3日	100	0.00	—

ハ. 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携（略称「ACS」）により、現金自動設備の相互利用による現金引出し等のサービスを提供しております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）および労働金庫との提携（略称「MICS」）により、現金自動設備の相互利用による現金引出し等のサービスを提供しております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称「CNS」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等のデータ授受サービスを提供しております。
4. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと提携し、共同設置現金自動設備による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しております。
5. 株式会社イーネットと提携し、共同設置現金自動設備による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しております。
6. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行の現金自動設備での現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しております。
7. 当社が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しております。
8. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しております。
9. 長野県内6信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、現金自動設備の相互利用による現金引出し等を無料または割引にて利用可能としております。
10. 東邦銀行、群馬銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金引出し等を無料または割引にて利用可能としております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
山 浦 愛 幸	取 締 役 会 長 (代表取締役) 監 査 部 担 当	—	—
湯 本 昭 一	取 締 役 頭 取 (代表取締役) 東 京 事 務 所 担 当	—	—
曲 淵 文 昭	取 締 役 副 頭 取 (代表取締役) リ ス ク 統 括 部 担 当 人 事 部 担 当 秘 書 室 担 当	—	—
小 池 輝 幸	常 務 取 締 役 部 担 当 事 務 統 括 部 担 当 シ ス テ ム 部 担 当	—	—
浜 村 九 二 雄	常 務 取 締 役 部 担 当 企 業 融 資 部 担 当 金 融 市 場 部 担 当 総 務 部 担 当	—	—
中 村 孝	常 務 取 締 役 部 担 当 融 資 業 務 セ ン タ ー 部 担 当 融 資 統 括 部 担 当	—	—
松 下 正 樹	常 務 取 締 役 部 担 当 松 本 本 営 業 部 担 当	—	—
松 田 好 功	常 務 取 締 役 部 担 当 支 店 支 援 部 担 当 法 務 人 事 部 担 当 個 人 人 事 部 担 当 市 場 国 際 部 担 当	—	—
草 間 三 郎	取 締 役 (社 外 役 員)	—	—
齊 藤 明 雄	常 勤 監 査 役	—	—
宮 下 浩	常 勤 監 査 役	—	—
宮 澤 建 治	監 査 役 (社 外 役 員)	—	弁 護 士
門 多 丈	監 査 役 (社 外 役 員)	—	—
和 田 恭 良	監 査 役 (社 外 役 員)	—	—

(注) 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数 (人)	報 酬 等
取 締 役	12	346 (145)
監 査 役	6	75 (ー)
計	18	421 (145)

- (注) 1 ()は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。
2 支給人数には当事業年度に退任した4名を含めております。
3 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬としての支給予定額70百万円および株式報酬型ストックオプション報酬額75百万円を含めております。
4 当行の取締役の報酬につきましては、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の3つからなっております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。
確定金額報酬は月額25百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬額につきましては株式報酬型ストックオプションとし、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てるのが株主総会で定められております。
監査役報酬につきましては、確定金額報酬からなっております。確定金額報酬額につきましては、月額8百万円以内とすることが株主総会で定められており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
草 間 三 郎	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
宮 澤 建 治	
門 多 丈	
和 田 恭 良	

3. 社外役員に関する事項

- (1) 社外役員の兼職その他の状況
重要な兼職はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
草間三郎	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会16回中15回に出席しました。	必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
宮澤建治	9年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会16回・監査役会15回全てに出席しました。	必要に応じ、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。
門多丈	8年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会16回中15回、監査役会15回中14回に出席しました。	必要に応じ、主に国際金融と企業投資に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
和田恭良	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会11回中10回、監査役会10回中9回に出席しました。	必要に応じ、主に行政および経営全般に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。

(注) 監査役和田恭良氏については、平成27年6月19日の就任後に開催された取締役会および監査役会のみを対象としております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数 (人)	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5	21 (—)	—

(注) ()は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 2,000,000千株
 発行済株式の総数 511,103千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 16,945名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,364	4.01%
明治安田生命保険相互会社	17,867	3.52
日本生命保険相互会社	17,000	3.35
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	16,616	3.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,994	2.36
信越化学工業株式会社	11,830	2.33
昭和商事株式会社	11,820	2.33
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	11,441	2.25
東京海上日動火災保険株式会社	9,598	1.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,239	1.62

(注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。

2 持株比率は、持株数を発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 岸野 勝 指定有限責任社員 矢野 浩一 指定有限責任社員 小松 聡	78	(注2) (注3)

(注) 1 当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

2 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当行監査役会は、「監査役監査基準」等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、報酬の妥当性について分析・検討した結果いずれも

適切・相当であり、監査品質は維持できると考え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- 3 非監査業務の内容は次のとおりであります。
 - 海外活動に関する相談業務
 - 法人営業担当者向け研修関連業務
 - システムリスク管理態勢の外部評価業務
- 4 当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は97百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、その他の独立性や適格性を害する事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

- ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の構築状況の概要

平成28年3月31日現在、当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において定めている事項は次のとおりであります。

- イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 企業価値向上と企業市民としての社会的責任を果たすため、企業統治、企業倫理、情報開示等にかかる基本原則として「コーポレートガバナンス原則」を定め公表するとともに、法令および定款ならびに「コーポレートガバナンス原則」を遵守する。
 - (ロ) 取締役会は、取締役会規程に基づき適切な運営を行う。原則として毎月1回以上これを開催し、取締役間意思疎通をはかるとともに相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
 - (ハ) 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。
 - (二) コンプライアンス方針規程にコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスマニュアルにコンプライアンス徹底のための行動基準を定めて当行に勤務する全ての者が遵守する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施する。
 - (ホ) 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止や既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制および内部通報制度を整備し、その適正な運用を図る。
 - (ヘ) 内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属の組織として、内部監査を実施する。また、監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行を監査する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (イ) 取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づいて文書等を保存・管理するほか、情報資産保護方針規程等の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
 - (ロ) 情報資産保護方針規程等に基づき情報資産の適切な安全対策を実施するとともに、新たな情報保存方法・媒体等への対応、漏洩防止対策の構築など、必要に応じて体制の見直しを図る。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、統合的リスク管理規程により損失発生リスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に捉え管理する部署を定め、統合的なリスク管理を行う。
 - (ロ) リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、統合的リスク管理規程・非常事態対策管理規程等に基づき、適切に対応する体制の維持・充実に努める。
 - (ハ) 新たな損失発生リスクを監視・抽出するとともに、不測の事態発生時における損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に努める。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき原則として毎月1回以上開催する。取締役会は、常務取締役以上で構成される経営会議に、全般的経営管理に関する事項および日常の執行業務で全般的調整を必要とする事項の協議・決定を権限委譲するとともに、当行の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、経営会議における事前審議を経て、取締役会において執行決定を行う。②取締役会の決定に基づく業務執行については、職制規程および職務権限規程等において業務分掌・執行権限等を定めるとともに、必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

ホ. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告については、当行が定めるグループ法人管理規程等において、報告事項・報告頻度等を定める。
- (ロ) 連結子会社を中心とするグループ法人の損失の危険の管理については、当行が定める統合的リスク管理規程において、グループ法人に関わるリスクの所管部署を企画部および外部委託担当部署と定め、統合的に管理する。
- (ハ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ法人管理規程等において当行への協議事項を定めるとともに、決算・経営計画等の重要事項について、定期的に経営会議・取締役会等へ報告する体制を整備する。また、代表者連絡会議、事務連絡会議等を定期的に開催し、グループ法人との連携を図る。
- (ニ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ法人管理規程等において、グループ法人が当行リスク管理関連規程に準じた規則を制定することを定める。また、グループ法人との個別契約等に基づく内部監査を実施するほか、財務報告に係る内部統制、監査役監査等により、グループ法人の業務の適切性を検証する。

ヘ. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (イ) 執行部門から独立した組織として、監査役会事務局を設置する。
- (ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人を、当行使用人のなかから監査役会事務局に配属する。
- (ハ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行う。
- (ニ) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。

ト. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (イ) 当行内部監査部署は、当行監査役に対し、内部監査の状況を定期的に報告する。また、当行統合的リスク管理部署は、当行監査役に対し、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に報告する。
 - (ロ) 当行およびグループ法人の役職員は、法令等の違反行為等、または著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、コンプライアンスマニュアル等に定める方法により、当行コンプライアンス統括部署に対して報告する。また、当行コンプライアンス統括部署は、当行監査役に対して、当該事実を速やかに報告する。
 - (ハ) 内部通報制度の受付担当部署は、内部通報の状況について、直ちに当行監査役に対して報告する。
- (二) 前項 (ロ) または (ハ) による報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことをコンプライアンスマニュアルに明記し、プライバシーの保護に配慮し適切に運用する。

チ. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (イ) 監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理する。
- (ロ) 監査役会は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上する。

リ. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当行およびグループ法人の取締役および使用人は、監査役会が定める監査役監査基準に基づいて、当行監査役の職務執行に必要な報告を行う。また、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (ロ) 監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人・グループ法人監査役との連携等を通じ、監査の実効性を確保する。
- (ハ) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

平成27年4月1日から平成28年3月31日における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施するなど、当行に勤務する全ての者がコンプライアンスを遵守する体制を整備しております。また、警察とも連携しながら、反社会的勢力との取引遮断を図っております。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報が適切に保存・管理されております。また、情報漏えい防止、情報セキュリティ強化を重点テーマに掲げ取組みを継続しております。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失発生の可能性があるリスクに対して統合的なリスク管理がなされ、また、顕在化したリスクに対しても損害を最小限にとどめる対応が行われております。
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の他に、経営会議にて業務執行に係る意思決定を迅速に行っております。また、各取締役は職務権限規程等に基づき、委嘱された職務執行を効率的に行っております。
- ホ. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ法人の各種リスク管理体制の整備が図られており、グループ法人の経営上の重要事項に関して取締役会、経営会議への報告が実施されております。また、当行監査部が連結子会社の業務が適正に実施されていることを検証しております。
- ヘ. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
取締役からの独立性を有した補助使用人を引き続き配置し、監査役監査の実効性を確保しております。
- ト. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行および連結子会社を中心とするグループ法人の役職員等が当行監査役に報告するための体制が整備され、適切に運用されております。また、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが規程に明記されております。

- チ. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行上必要とする費用について予算計上がなされております。また、監査費用の請求に対しては速やかな処理が行われております。
- リ. その他、監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の特権として会社法に定められている報告、調査事項に限らず、重要事項については監査役に直接報告を行うことで、監査役監査の実効性を確保しております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

該当事項はありません。

第133期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金	429,824	預 金	6,239,986
現預金	85,371	当座預金	245,642
預 け	344,453	座 落	3,230,872
コ ー	24,855	通 蓄	58,291
買 入	57,744	期 積	13,079
特 定	11,912	預 預	2,451,711
商 品	2,037	定 預	33,230
特 定	4,875	の 他	207,160
そ の	4,999	の 性	546,717
金 有 価 値	61,768	マ 受	125,103
国 地 方 債	2,683,747	引 入	228,597
	1,351,138	保 庫	4,406
	135,376	商 品	4,406
	285,579	債 券	79,016
	284,552	借 入	79,016
そ の 他 の 証 券	627,100	外 債	2,131
貸 出	4,683,119	外 債	162
割 引	17,462	未 済	754
手 形	191,752	決 払	1,213
証 書	3,797,183	未 済	5
当 座	676,721	前 給	4,165
外 国 為 替	22,529	未 前	5,623
外 買	19,548	未 前	1,621
取 立	2,645	給 先	3
そ の 他 の 資 産	335	金 融	3
未 決	104,433	融 商	73,104
未 払	34	融 産	624
未 収	564	の 一	1,665
先 物	9,015	職 給	16
金 融	151	預 金	60,940
そ の 他 の 資 産	9,206	金 損	9,738
有 形 固 定 資 産	43,634	延 税	919
建 設	41,826	支 払	1,331
土 地	31,332	支 払	59,483
建 設	11,965	支 払	33,709
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	14,249		
無 形 固 定 資 産	1,541	負 債 の 部 合 計	7,478,917
ソ フ ト ウ ェ ア	292	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	292	資 本	52,243
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3,282	本 剰	32,601
前 払	5,224	の 他	29,609
支 払	4,592	の 益	2,992
貸 倒 引 当	20	そ の 他	391,405
資 産 の 部 合 計	8,125,328	の 定	47,610
		固 別	343,795
		線	937
			307,600
		自 己	35,257
		株 主	△ 3,153
		の 他	473,096
		有 限	216,785
		公 司	△ 43,745
		の 持 分	173,039
		の 持 分	274
		純 資 産 の 部 合 計	646,410
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,125,328

第133期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	141,655
資金運用収益	87,136
貸出金利	52,058
有価証券利息	33,047
預金利息	217
その他の金融受入	456
信託の他の受入	1,357
役員報酬	2
受入引当金	18,439
その他の引当金	5,263
特定商品の引当金	13,175
特商の特商	228
商品の金融	119
その他の金融	98
その他の業務	10
外国債	18,270
外国債	753
その他の債	17,516
その他の経常収益	0
倒引債権	17,578
貸倒引当金	5,016
株式等	13
金銭の他の信託運用	3,541
その他の信託運用	6,261
経常費用	2,746
資金調達費用	12,075
預讓性預金	3,491
借入マネー	556
債券の他の借入金	123
借金の他の借入金	587
その他の借入金	265
役員報酬	5,925
支払引当金の支払	1,124
支払利息	8,465
支払利息	1,089
支払利息	7,375
支払利息	12,960
支払利息	11,249
支払利息	1,710
営業経常費用	56,399
営業経常費用	9,292
貸出金の償却	2
株式等	1,327
株式等	4
金銭の他の信託運用	6,100
その他の信託運用	1,859
経常利益	99,193
経常利益	42,462

(単位：百万円)

科 目						金 額
特 別 利 益	特 別 資 産 処 分 益					1
特 別 資 産 処 分 損	特 別 資 産 処 分 損					387
固 定 資 産 減 損	固 定 資 産 減 損					162
						225
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益					42,076
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					10,900
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額					3,410
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額					14,311
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益					27,765

第133期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	439,755	預 金	6,229,088
コールローン及び買入手形	24,855	譲 渡 性 預 金	536,769
買 入 金 銭 債 権	57,744	コールマネー及び売渡手形	125,103
特 定 取 引 資 産	11,912	債券貸借取引受入担保金	228,597
金 銭 の 信 託	61,768	特 定 取 引 負 債	4,406
有 価 証 券	2,680,298	借 用 金	87,066
貸 出 金	4,635,402	外 国 為 替	2,131
外 国 為 替	22,529	そ の 他 負 債	166,483
リース債権及びリース投資資産	63,995	退職給付に係る負債	12,476
そ の 他 資 産	129,193	睡眠預金払戻損失引当金	919
有 形 固 定 資 産	38,706	偶 発 損 失 引 当 金	1,331
建 物	12,578	特 別 法 上 の 引 当 金	11
土 地	14,612	繰 延 税 金 負 債	58,254
リ ー ス 資 産	91	支 払 承 諾	33,709
建 設 仮 勘 定	292	負 債 の 部 合 計	7,486,350
その他の有形固定資産	11,132	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	5,767	資 本 金	52,243
ソ フ ト ウ ェ ア	5,141	資 本 剰 余 金	34,516
その他の無形固定資産	625	利 益 剰 余 金	408,739
退職給付に係る資産	15,775	自 己 株 式	△ 3,153
繰 延 税 金 資 産	2,182	株 主 資 本 合 計	492,344
支 払 承 諾 見 返	33,709	その他有価証券評価差額金	217,206
貸 倒 引 当 金	△ 51,089	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 43,745
投 資 損 失 引 当 金	△ 0	退職給付に係る調整累計額	△ 4,153
資 産 の 部 合 計	8,172,508	その他の包括利益累計額合計	169,307
		新 株 予 約 権	274
		非 支 配 株 主 持 分	24,231
		純 資 産 の 部 合 計	686,158
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,172,508

第133期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	181,203
資金運用収益	87,387
貸出金利息	52,160
有価証券利息配当金	33,131
コールローン利息及び買入手形利息	217
預け金利息	468
その他の受入利息	1,410
信託報酬	2
役務取引等収益	21,696
特定取引収益	1,832
その他の業務収益	52,539
その他の経常収益	17,744
貸倒引当金戻入益	5,162
償却債権取立益	27
その他の経常収益	12,554
経常費用	132,180
資金調達費用	12,178
預金利息	3,486
譲渡性預金利息	556
コールマネー利息及び売渡手形利息	123
債券貸借取引支払利息	587
借入金の利息	364
その他の支払利息	7,059
役務取引等費用	6,704
その他の業務費用	42,745
営業経費用	60,869
その他の経常費用	9,682
その他の経常費用	9,682
経常利益	49,023
特別利益	1
特別利益	389
固定資産処分益	1
特別損失	389
固定資産処分損失	163
減損	225
税金等調整前当期純利益	48,635
法人税、住民税及び事業税	12,636
法人税等調整額	4,019
法人税等合計	16,656
当期純利益	31,979
非支配株主に帰属する当期純利益	1,807
親会社株主に帰属する当期純利益	30,171

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 八 十 二 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岸 野 勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢 野 浩 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 松 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 八 十 二 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岸 野 勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢 野 浩 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 松 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社 八 十 二 銀 行 監 査 役 会

常勤監査役	齊	藤	明	雄	Ⓔ
常勤監査役	宮	下	浩	浩	Ⓔ
社外監査役	宮	澤	建	治	Ⓔ
社外監査役	門	多	丈	丈	Ⓔ
社外監査役	和	田	恭	良	Ⓔ

<ご参考>

第133期末信託財産残高表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	149	金 銭 信 託	460
信 託 受 益 権	279		
現 金 預 け 金	30		
合 計	460	合 計	460

(注) 共同信託他社管理財産はございません。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は該当がありません。

(備考) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、1株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき9円といたしたいと存じます。なお、中間配当金6円と合わせた年間配当金は、15円であります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項および総額

当行普通株式 1株につき9円

配当総額 4,560,188,652円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

将来に備え企業体質を強化するため、繰越利益剰余金200億円を取崩し、別途積立金として計上するものであります。

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 20,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 20,000,000,000円

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役のうち、山浦愛幸、浜村九二雄の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。また、経営体制の一層の強化を図るため、新たに社外取締役1名を選任したいと存じます。これに伴い、取締役3名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (当行における地位および担当、重要な兼職の状況)	候補者の有する 当行の株式数
1	<p>やま うら よし ゆき 山 浦 愛 幸</p> <p>(昭和21年) (7月30日生)</p>	<p>昭和44年4月 当行入行 平成元年2月 当行国際部副部長、引続き 国際部副部長兼ロンドン駐 在員事務所長、上田支店副 支店長、県庁内支店長、伊 那支店長</p> <p>平成10年6月 当行取締役 検査部長委嘱 平成11年6月 当行常務取締役 本店営業 部長委嘱</p> <p>平成13年6月 当行常務取締役 平成15年6月 当行専務取締役 平成17年6月 当行取締役頭取 平成25年6月 当行取締役会長 監査部担当 現在に至る</p>	108,820株
<p><候補者とした理由> 長年にわたり取締役頭取、取締役会長として当行の経営を指揮し、業績の伸長と経営体質の強化に多くの成果を上げてまいりました。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献できると判断したため、取締役候補者といいたしました。</p>			
2	<p>はま むら く に お 浜 村 九二雄</p> <p>(昭和32年) (6月9日生)</p>	<p>昭和55年4月 当行入行 平成14年2月 当行鼎支店長、引続き審査二 部付、融資部付、融資部副 部長、松本営業部営業一部 長、東京営業部営業一部 長、小諸エリア小諸支店長</p> <p>平成23年6月 当行執行役員融資部長 平成25年6月 当行執行役員企画部長 平成26年6月 当行常務取締役 企画部、金融市場部、総務部 担当 現在に至る</p>	11,841株
<p><候補者とした理由> 融資部門や企画部門に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成26年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献できると判断したため、取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (当行における地位および担当、重要な兼職の状況)	候補者の有する 当行の株式数
3	たしたかよ 田下佳代 (昭和38年 4月2日生)	平成2年4月 弁護士登録(長野県弁護士会) 平成3年4月 宮澤法律事務所勤務 平成8年4月 田下法律事務所開設 平成19年10月 長野県人事委員会委員(現任) 平成26年4月 長野県弁護士会会長(平成27年3月退任) 現在に至る	0株
<p><候補者とした理由> 弁護士として企業法務に携わっており、その高い専門性と豊富な経験を当行の経営に活かすとともに、独立した立場から当行の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間にもいずれも特別の利害関係はありません。
2. 田下佳代氏は社外取締役候補者であります。なお、田下佳代氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 田下佳代氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に携わっており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 田下佳代氏は、当行の子会社であるやまびこ債権回収株式会社において、平成12年6月から非業務執行取締役である取締役弁護士を務めておりますが、平成28年6月28日付で退任する予定であります。
5. 当行は、田下佳代氏が社外取締役に選任された場合は、現行定款第29条に基づき、田下佳代氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定であります。
6. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役のうち、宮澤建治は本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。また、齊藤明雄は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い監査役2名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (当行における地位、重要な兼職の状況)	候補者の有する 当行の株式数
1	さか い こう いち 酒 井 光 一 (昭和36年) (1月31日生)	昭和59年4月 当行入行 平成16年2月 当行波田支店長、引続き東京事務所長、県庁内支店長、須坂エリア須坂支店長、伊那エリア伊那支店長 平成26年6月 当行執行役員伊那エリア伊那支店長 平成27年6月 当行執行役員融資部長 現在に至る	36,742株
<p><候補者とした理由> 営業部門や人事部門、融資部門に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、財務・会計に関する知見も有しており、経営監視機能を発揮できると判断したため、監査役候補者としたしました。</p>			
2	やま さわ きよ ひと 山 沢 清 人 (昭和19年) (8月4日生)	昭和55年4月 信州大学工学部助教授 平成5年10月 同上 工学部教授 平成21年10月 同上 学長 (平成27年9月退任) 現在に至る	0株
<p><候補者とした理由> 長年にわたって大学の教官を務めた教育者としての高い見識と、学長として大学の運営に携わった豊富な経験を有し、公正な立場から当行の業務執行の妥当性等に対する助言をいただくことで、監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役候補者としたしました。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当行の間いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 山沢清人氏は社外監査役候補者であります。なお、山沢清人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
 3. 山沢清人氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、学長として大学の運営に携わった豊富な経験があり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 4. 当行は、山沢清人氏が社外監査役に選任された場合は、現行定款第39条に基づき、山沢清人氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定であります。
 5. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。

以上

<インターネット等による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**平成28年6月23日(木曜日)の午後5時まで**に行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問合せください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

<システム等に関するお問い合わせ先>

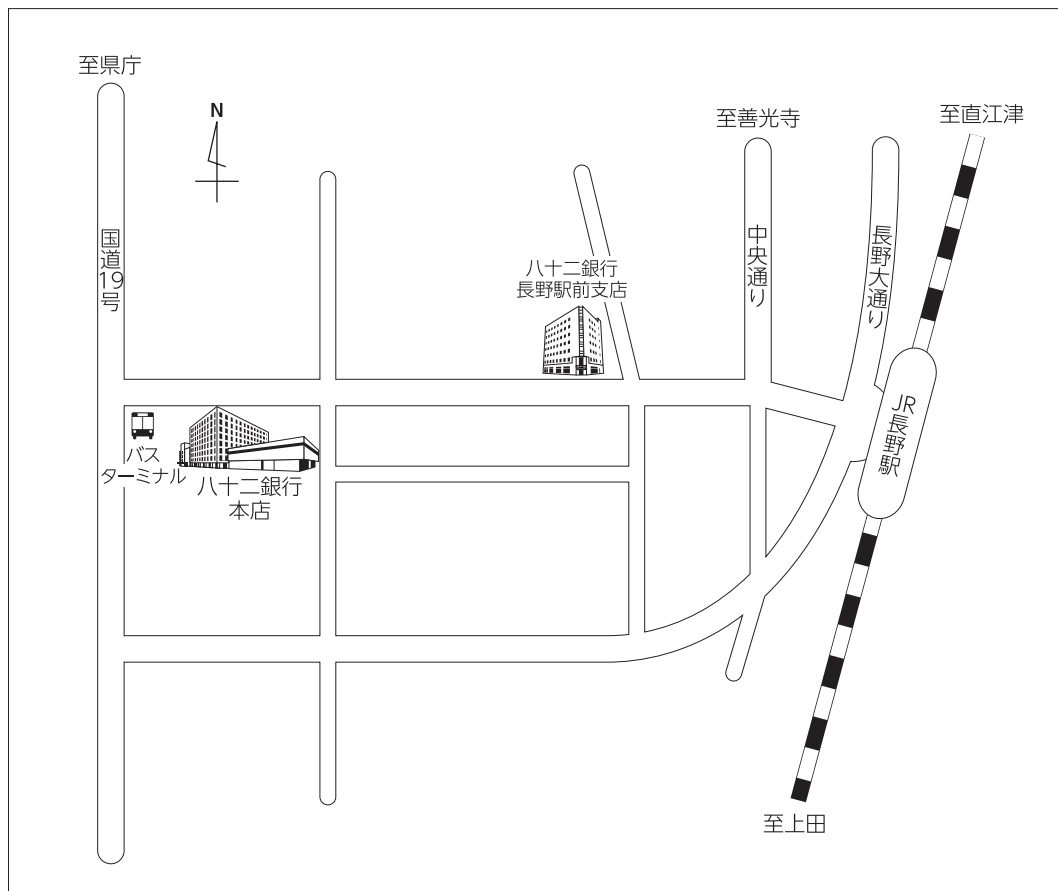
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・ 電 話 0120-173-027（通話料無料）
- ・ 受付時間 9：00～21：00

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 長野市大字中御所字岡田178番地8
八十二銀行本店 3階 大会議室
電話026-227-1182 (代表)



JR長野駅善光寺口より徒歩約10分

・お願い

株主総会当日の駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。

※再生紙を使用しております。